第四回東京都食品安全情報評価委員会の概要

1 開催日時

平成16年7月9日(金曜日) 午後1時30分から4時まで

2 開催場所

都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

- 3 内容(会議次第及び検討結果)
 - (1) 開会
 - (2) 委員紹介
 - (3) 食品安全条例及び関連規則についての説明
 - ・平成16年4月1日から食品安全条例が施行され、本委員会はこの条例に基づく知事の附属機 関となった。
 - ・さらに、条例第21条に基づく知事の安全性調査及び第22条に基づく措置勧告を実施する際には本委員会にあらかじめ意見を聞くことが定められたため、従来からの所掌事項に新たな事項が加えられている。
 - (4) 委員長・副委員長の選出

委員長、副委員長について、次のように決定した。

- ・委員長: 林裕造委員(元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長)
- ・副委員長:碧海酉癸委員(消費生活アドバイザー)

(5) 議事

- ア 東京都食品安全情報評価委員会の運営について
 - ・資料 1「東京都食品安全情報評価委員会の運営について(案)」を委員会として決定。
 - ・調査勧告専門委員会は、委員長、副委員長、理化学分野の専門家、微生物分野の専門家の4 名で構成(理化学分野の専門家と微生物分野の専門家については、後日委員長が指名)する ことが決定された。
- イ 選定課題の検討結果について(報告)
 - 以下の2つの報告について、委員会で決定し、林委員長から福永副知事に報告を行った。 食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討
 - ~ 国が公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について~ カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために
 - ~正しい理解でおいしく食べる~

ウ 検討課題の選定について

- ・前回の委員会で決定した資料 5 「食品安全情報評価委員会における課題選定の方法」について事務局から説明し、選定の方法について再度確認を行った。
- ・今回は新たな課題の選定については行わず、次回開催する委員会(8月下旬予定)で検討課題を選定することを確認。

エ その他

- (ア) 前回の委員会でB判定(追加の情報収集が必要)となった課題について
 - ・「食品を媒介して感染するA型肝炎」「食品を媒介して感染するE型肝炎」「アジア産醤油類から検出されたクロロプロパノール類」の3題が前回追加の情報収集が必要と判定された。
 - ・現在、都で行った調査結果などを事務局でまとめているところであり、次回の委員会に資料を提出する予定であることを説明した。
- (イ) 先行調査について
 - ・資料7「東京都健康安全研究センターの組織と広域監視」に基づき、先行調査について事 務局から説明した。
- (ウ) 水について
 - ・前回質問のあった水について資料8「水道法及び食品衛生法に基づく水の取扱いについて」に基づき事務局から説明した。

(6) 今後の予定

- ・8月下旬に次回の委員会を開催する予定。
- ・次回は課題の選定をお願いする。

(7) 閉会